

坡州市・金浦市の特段の措置のうち管内の豚の買い上げを 10 月 4 日から直ちに推進

10 月 4 日、農林畜産食品部は、本日より坡州市・金浦市管内の豚の買い上げを行うとの報道資料を発売したところ概要以下のとおり。

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbWFmc mEIMkY2OCUyRjMyMTU3MyUyRmFydGNsVmllidy5kbyUzRg%3D%3D>

【本文】

1.ASF の発生状況及び措置事項

10 月 1 日から京畿道坡州市と金浦市所在の養豚農場からの 3 件の申告と調査過程で確認された疑い例 1 件の 4 件*はすべてアフリカ豚コレラ(以下 ASF)陽性と確認された。

* 10 月 1 日、坡州 2 件、10 月 2 日、坡州、金浦各 1 件

農林畜産食品部(長官キム・ヒョンス、以下「農食品部」)は境界地域の防疫管理強化のため、京畿、仁川、江原に発令した一時移動中止命令を 10 月 4 日午前 3 時 30 分から 10 月 6 日午前 3 時 30 分まで 48 時間延長することにした。

一時移動中止期間中にはと畜場、糞尿処理施設など畜産関連施設に対する清掃と一斉消毒を行い家畜運搬車両など畜産関連車両は運行を中断し徹底した内・外部洗浄と消毒を実施する。

2.管内の豚の全頭買い上げ後、予防殺処分

アフリカ豚コレラの拡散を遮断するため、坡州市と金浦市は発生農場殺処分や半径 3km 内の予防的殺処分を行っている。

坡州市と金浦市で 4 件のアフリカ豚コレラが相次ぎ発生したことを受け、農食品部は、坡州市・金浦市と特段の措置を協議して坡州市と金浦市が発生した農場から半径 3km の外の豚に対する買い上げと予防的殺処分を早期に推進することにした。

まず、買い上げは、本日(10 月 4 日)から直ちに施行して 8 日まで行われ、買い上げ対象は管内の生体重 90kg 以上の豚とする。

(例外)ただし管内発生農場から半径 3km 内の既存の殺処分対象農家は買い上げ対象から除外する。

(申請)円滑な買い上げを進めるため、本日から京畿道と坡州市・金浦市には買い上げ状況班を設置・運営し、坡州市と金浦市の管内の養豚農家を対象に申請方法と手続きを案内する計画である。

- 買入れを希望する養豚農家は、肥育豚の出荷頭数、出荷予定日などを含む買い上げ申請書を管轄市に提出し、管轄市から通報を受けた出荷日*に豚を指定と畜場(市道で指定)に

出荷すること。

*と畜場と食肉包装処理業者のと畜及び加工能力を勘案し、管轄地域とそのほかの地域に区分して割り当てられる。

買い上げ申請書は京畿道、坡州市、金浦市、農協、韓豚協会のホームページに事前に掲載する。

(精算)生体重 90～110kg の豚の場合 110kg による買い上げ価格で精算して、110kg 以上の豚は枝肉重量に 110kg(規格金)枝肉単価を乗じた価格で精算する計画である。

買い上げ単価はアフリカ豚コレラが発生する前の 5 日間の卸売市場平均価格を適用する。

(と畜)農家で買い上げ申請すれば、まず家畜防疫官又は公獣医の事前精密検査を受け、異常がない場合に限って指定と畜場(市道で指定)に出荷が可能であり、と畜場で追加の臨床・解体検査を経た後、安全な豚だけをと畜し、備蓄する計画である。

買い上げが完了した後は、坡州市と金浦市管内の残りの豚全頭に対して予防的殺処分を速やかに推進する。

殺処分は残存物の除去作業まで最大限迅速に完了できるようにし、消毒など防疫措置を徹底する。

あわせて漣川郡の場合でも速やかに議論して発生農場から半径 10km 内の豚を対象に買い上げと予防的殺処分を推進する計画だ。

農食品部は、坡州市と金浦市の豚の買い上げが迅速かつ正確に行われるよう、京畿道、金浦市、坡州市、農協、韓豚協会などに申請方法と手続きに対する積極的な案内と協力を要請した。

(以上)